

監第71号

令和2年（2020年）5月1日

建設業関係団体の長 様

熊本県土木部長

新型コロナウイルスに係る支援策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者の皆様に対する国の支援策「持続化給付金制度」については、令和2年（2020年）4月24日付けで熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知によりお知らせしたところですが、当該制度の申請方法等に関する詳細のリーフレットを別添のとおり送付しますので、各会員の皆様のみならず、下請の事業者の皆様にも広く周知くださるようお願いいたします。

なお、当該制度の対象とならない、売上減少率が30%以上50%未満の事業者の皆様に対する本県独自の「事業継続支援金（仮称）」につきましては、詳細が決まり次第、おってお知らせします。

<持続化給付金制度に関する経済産業省ホームページ>

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>